政府共通プラットフォームの整備計画策定について -基本的考え方と構成-

平成23年6月17日 総務省行政管理局

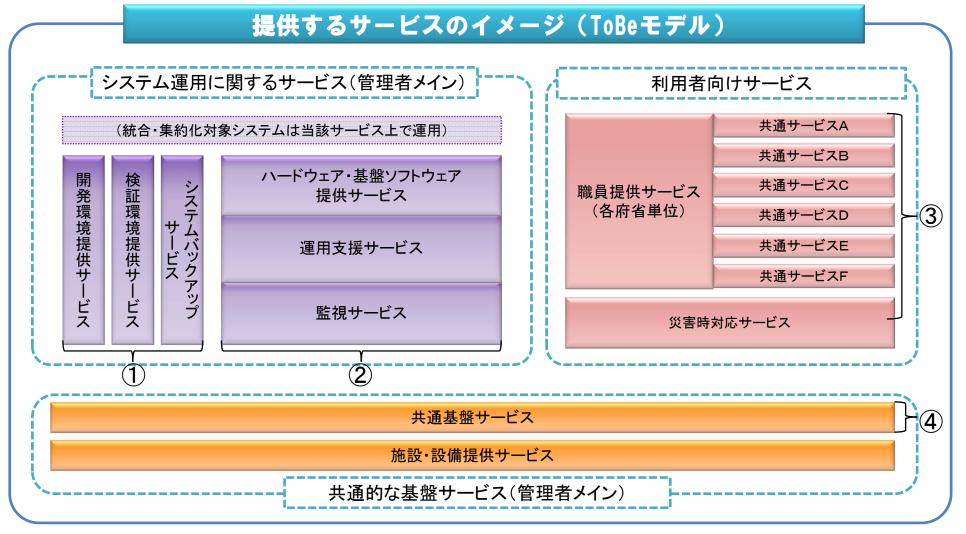
整備コンセプト

- ◆ 政府情報システムの効率的な開発、管理、運用の基盤
 - ⇒ 政府のITガバナンスを支え、政府情報システムの標準化・共通化 を図る基盤として位置付け

提供するサービス(ToBeモデル)

- ◆ 当面の提供サービス(統合・集約化中心)
 - ⇒ ・仮想化技術を活用したハードウェアの共用
 - ・基盤ソフトウェアの共通化
 - ・運用監視の一元化
 - ・バックアップ環境を含めた施設・設備の共用
 - ・開発環境の提供 等
- ◆ 政府情報システムに共通するサービスの提供
 - ⇒ 今後の全体最適に向けた業務・システム体系再構築の検討状況や 方向性を踏まえ、政府共通プラットフォーム上で共通的に提供すべき サービスを検討・整理(※)し、効率的・効果的に提供

(例:電子掲示板その他各府省LAN機能の一部を提供等)



- ① システムを運用する上で必須となるサービス。
- ② システムの性格等により必要となるサービス。
- ③ 各府省情報システムに共通する機能を利用者向けに提供するサービス。今後の全体最適に向けた業務・システム体系再構築の検討状況や方向性を踏まえ検討・整理の上提供(例:電子掲示板その他各府省LAN機能の一部を提供等)
- ④ システムに必要な共通基盤サービス(主体認証、利用認可を行うためのサービスなど)。

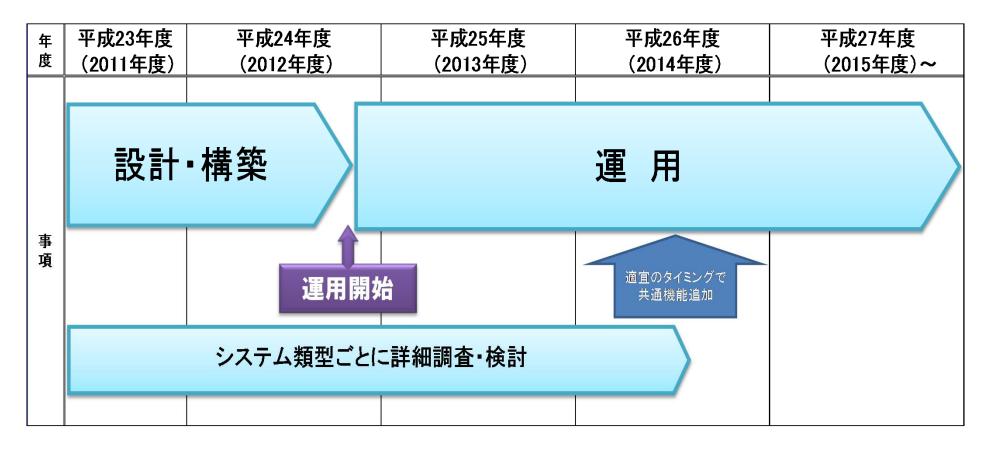
当面の整備の方向性と提供サービス

- ◆ 各府省システムの棚卸し
 - ⇒ システム整備の効果を十分検証の上、費用対効果の観点から維持・ 整備の必要性が乏しいシステムについては廃止
- ◆ 統合・集約化対象として当面馴染まないと考えられるものを分類
 - ⇒ 標準化・共通化しつつ効率化を図るという整備コンセプトを踏まえ、 レガシー、拠点分散、スタンドアロン等のシステム(※)は個別の最適化を検討
- ◆ 各府省システムの類型別整理
 - ⇒ 利用対象、府省共通・個別、機能(情報提供、申請・届出、内部管理、 LAN機能サービス等)の区分により整理し、当面、統合・集約化による システム運用の効率化に中心を置いた取組を実施。

(統合・集約化に当たり、業務・システム体系の再構築の整理結果を 踏まえる必要があるものについては、当該整理結果を踏まえて統合・ 集約化を検討。)

(※) これらのシステムや地方支分部局が管理するシステム等については、まずはオープン化、拠点集約化等システムごとの最適化を検討。また、秘密情報等厳格な取扱いを要する情報を保有しており職員自らが運用・保守を行うなど、アウトソーシングの余地が少ないもの等も当面対象外。

整備想定スケジュール



(注)平成24年度末の運用開始後、順次統合・集約化対象システムを拡大するとともに、今後の全体最適に向けた業務・システム体系再構築の検討状況や方向性を踏まえ、政府共通プラットフォーム上で共通的に提供すべきサービスを検討・整理し、効率的・効果的に提供

整備計画の主な構成要素

- 1. 政府共通プラットフォームの役割
 - 1.1.整備コンセプト
 - 1. 2. 提供するサービス(ToBeモデル)の検討
- 2. 整備の方向性と当面の提供サービス
 - 2.1.整備の方向性
 - 2.2. 当面の提供サービス(当面の統合・集約化対象システム)
- 3. 整備による効果
- 4 整備スケジュール(別添:統合・集約化スケジュール)
- 5. 整備の実施体制
- 6. 設計に当たっての留意事項 (施設・設備の考え方(バックアップセンタ等)、IPv6に係る対応等)

(参考)電子行政推進に関する基本方針に係る提言(案)

電子行政推進に関する基本方針に係る提言(案)

平成23年6月10日 第15回電子行政タスクフォース配布資料から抜粋

第4 重要施策の推進

- 1. 政府におけるITガバナンスの確立・強化
- (1)IT投資管理の確立·強化

各府省の情報システムの統合・集約基盤として整備予定の政府共通プラットフォームは、効率的な予算執行や政府情報システムの質の向上等を図るものであり、政府のITガバナンスを支える重要な基盤である。また、バックアップ拠点の整備等を行うことにより、政府共通プラットフォームは、災害時における政府の業務継続性を確保する基盤として活用することも検討していく必要がある。このため、政府においてその積極的な活用を図るため、別紙整備方針に基づき実現に向けた取組を重点的に行う。

別紙 政府共通プラットフォームの整備方針

政府共通プラットフォームの整備に当たっては、確実な成果を上げながら、戦略的かつ着実に取組を進める観点から、以下のような事項に留意しつ つ取組を進めていくこととし、具体的には、同プラットフォームの主要機能、統合・集約化対象システム、効果、整備スケジュール等を内容とした「政府 共通プラットフォーム整備計画」を速やかに策定することとする。

1 対象システムの考え方

政府情報システムの全体最適をより一層推進し、政府のITガバナンスを確立・強化する観点から、原則として、すべての政府情報システムを対象に 統合・集約化を図ることとする。

なお、特定の技術・動作環境に依存したり、特段の高度な情報セキュリティ対策が求められるなど当面統合・集約化に馴染まないと考えられるものについても、将来的な統合・集約化に向け、段階的に標準化・共通化を図るなど必要な検討を継続的に行うこととする。

2 情報資産の棚卸し、不要な情報システムの廃止

統合・集約に当たっては、その前提として、各府省において、現に保有する情報資産をすべて洗い出し、棚卸しするとともに、利用状況等システム整備による効果を十分検証の上、費用対効果の観点から維持・整備の必要性が乏しいシステムについては廃止することとする。

3 標準化・共通化

政府のITガバナンスの確立・強化に資する共通基盤システムとして整備する観点から、業務・システムの標準化・共通化を図りながら、統合・集約を進めていくこととする。

その際、システム全体としての相互運用性(インターオペラビリティ)確保の観点や、調達の競争性確保の観点から、極力、マルチベンダ対応可能な標準的な仕様を採用することとする。

4 業務継続性の確保

政府情報システムの統合・集約化の基盤システムとして、システム停止の影響がより広範囲に及ぶこととなる政府共通プラットフォームの重要性にかんがみ、自然災害等によるシステム停止の影響を極小化するため、コストの抑制を最大限図りつつ、複数拠点における運用を含めた適切なバックアップ対策を実施することとする。

5 整備の進め方

確実な成果を上げつつ着実に取組を進める観点から、各システムの更改時期等を勘案の上、可能なものから順次統合・集約対象システムを拡大するなど、段階的に整備を進めることとする。